

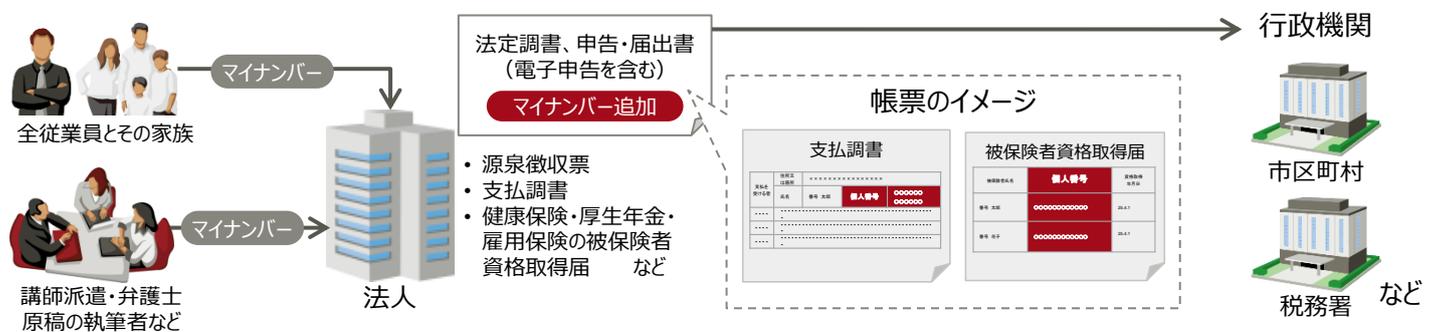
マイナンバー制度導入に伴う法人への影響と必要となる対応

2016年1月から施行されるマイナンバー制度は、当初行政機関中心に実施されるものですが、法人の事務にも影響を与えます。当社が検討している、特に人事・給与面での法人への影響と対応についてご紹介します。

法人を中心としたマイナンバー制度導入イメージ

マイナンバー制度とは、国民一人ひとりと、企業や官公庁などの法人に唯一無二の番号を付すことで、縦割り制度による複数の機関に存在する個人の情報を、同一人の情報であると確認するための社会基盤（インフラ）です。

マイナンバー制度の導入は、法人の事務に様々な影響を与えます。雇用する従業員やその扶養家族に通知されたマイナンバーや、取引先の法人番号などを収集・管理し、源泉徴収票などの税務手続や被保険者資格取得届などの社会保険関連手続のための申告・届出書などに記入し、提出することが求められます。



マイナンバー制度に関わるスケジュール

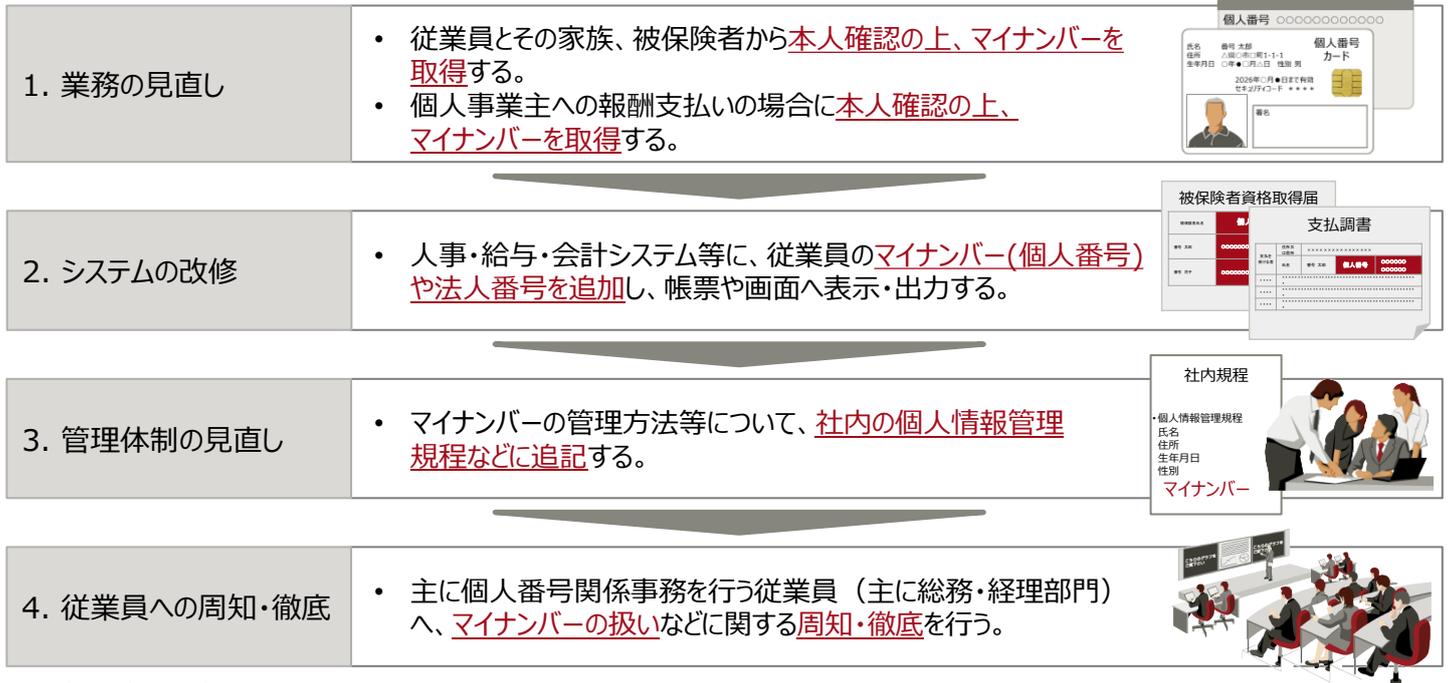
2015年10月よりマイナンバー（個人番号）・法人番号の通知開始、2016年より個人番号カードの交付・マイナンバーの利用開始が予定されています。これに合わせ、法人では、人事給与・法定調書関連のシステム対応が必要になります。

なお、法人のうち、健康保険組合、企業年金は追加対応が必要な場合があります。

	2014年				2015年				2016年				2017年				
	1~3	4~6	7~9	10~12	1~3	4~6	7~9	10~12	1~3	4~6	7~9	10~12	1~3	4~6	7~9	10~12	
制度関連	政省令の整備								10月よりマイナンバー（個人番号）・法人番号の通知開始	個人番号カードの交付（希望者のみ）							
法人に必要な対応 (想定)	人事給与システム改修 法定調書関連システム改修 ※源泉徴収票の提出時期までにシステム改修が完了していることが望ましい								マイナンバー通知・公表 法人番号	マイナンバー（個人番号）の収集							
	管理体制の見直し、社員研修									マイナンバー（個人番号） ・法人番号の利用 ・税、社会保障に関する申請、届出							
										▼源泉徴収票の提出							

法人で必要となる対応

マイナンバー制度に対応するにあたり、法人では主に以下4種類の作業を実施する必要があります。



■ 本人確認の方法

- 従業員やその扶養家族などのマイナンバーの収集において、本人確認が(※)が必要です。

※提示されたマイナンバーが提示者本人であることの確認（番号確認） + 提示者が本人であることの確認（身元確認）

・対面/郵送の場合

①「個人番号カード」による確認（番号確認 + 身元確認）

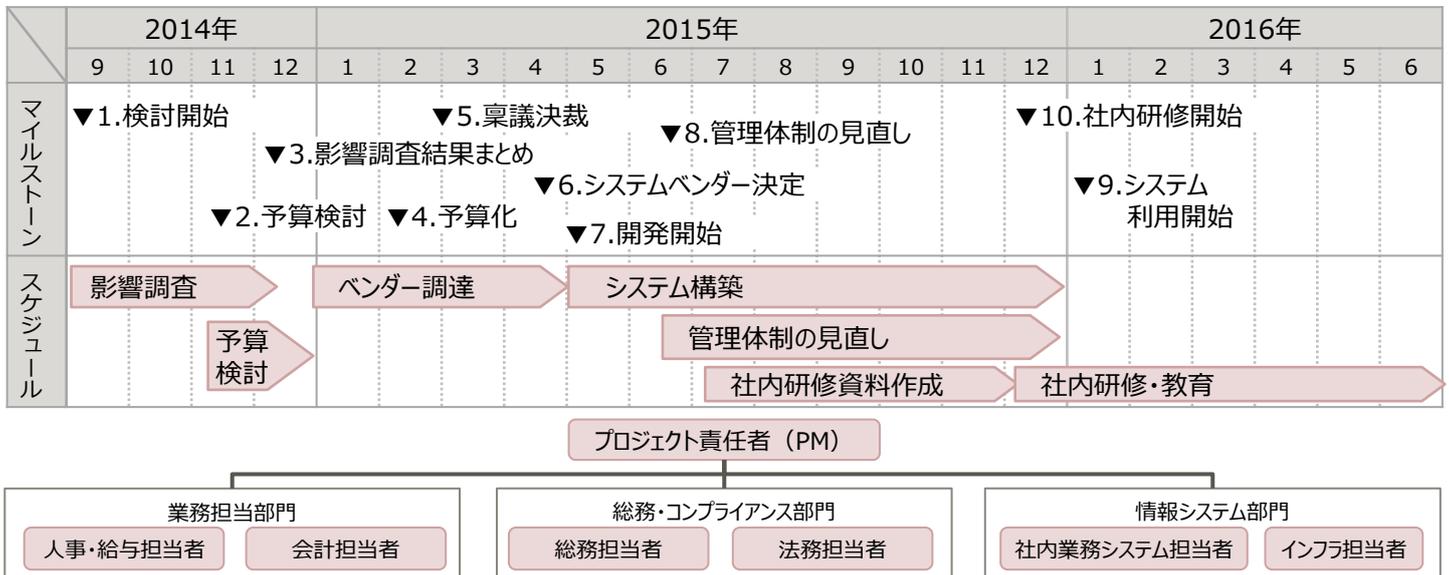
②「マイナンバーと個人識別事項が確認できる書類」+「顔写真付き証書類で個人識別事項が確認できる書類、または保険証など個人識別事項が確認できる書類を2つ以上」（番号確認 + 身元確認）

※個人識別事項とは「氏名 + 生年月日」または「氏名 + 住所」を指します。

・オンラインでの確認

「『個人番号カード』『通知カード』『住民票の写し』のいずれか」 + 「行政機関・地方公共団体・健康保険組合等が認めるシステム上の認証措置（ID/PW認証・生体認証等）」による確認

■ 対応にあたってのスケジュールと体制（例）



富士通は、マイナンバー制度施行に向けて、必要となるお客様の業務システムへの対応や運用プロセスの構築を、コンサルティング・運用サービス・アプリケーション・セキュリティ等により、全面的にご支援いたします。（なお、政省令公布の状況に合わせて、順次、対応してまいります。）